

はぐくみ基金・剰余金の加入者分配について

福祉はぐくみ企業年金基金
事務局

- ・はぐくみ基金では、法令に基づき、3年毎に制度の財政状況を検証(この検証を「再計算」といいます。)しています。
※なお、第1回目の再計算は、基金発足(2018年4月1日)後2年目の2020年3月31日を基準に行われました。
以降は、3年毎に行われます。(次回は、2023年3月31日基準です。)
- ・この再計算毎に、その時点までの制度上の剰余金を源資として、加入者に剰余金が分配されます。
- ・今回の加入者分配の概要は、次のとおりです。
 - ① 分配は、2018年4月1日(基金発足時)から2020年3月31日(第1回再計算基準日)までの資産運用収益(剰余金)33,489,039円の一部を源資として行われます。
 - ② このうち、今回の分配基準額は、基金代議員会での議決のとおり、25,000,000円です。
この金額は、運用利回りに換算すると、平均して、年1.2%程度となります。
(なお、剰余金の残額は、財政状況の健全化のために繰り越され、制度内に留保されます。)
 - ③ 分配は、2021年1月1日に行われます。
 - ④ 分配対象者は、2020年12月31日現在の加入者(2020年12月31日付の退職者を含みます。)で、2020年4月1日時点での加入者期間を有している方(一時金等で清算されている場合を除きます。)です。
なお、2020年12月31日時点で一時金繰下げ中の方は、加入者ではありませんので、分配対象にはなりません。
 - ⑤ 各加入者への分配額は、次のAとBを掛け合わせた数値[加算基準額]に応じて按分され、決定されます。
 - A. 2020年4月1日現在の仮想個人勘定残高
 - B. ①で述べました分配基準期間である24か月(2018年4月1日から2020年3月31日の間)のうち、各加入者分として掛金が拠出された月数(一時金等での清算を除きます。)の割合 [運用月数割合]
 - ⑥ なお、各加入者への分配額は、2021年1月1日付で、各加入者の退職金積立額である「仮想個人勘定残高」に上乗せされます。
(この額は、退職喪失時や休職・休業喪失時まで、引出しはできません。)
 - ⑦ 各加入者の「仮想個人勘定残高への上乗せ額」(分配額)は、毎年12月31日基準で翌年2月上旬に各加入者にご連絡いたします『仮想個人勘定残高通知書』にて、ご報告いたします。

以上